

業ヲ決行シ、ストライキ決行に際シ親愛者、全市民諸君に訴ふ
 ト願スル宣傳印刷物ヲ事業主宅附近ニ配布スル等、一嫌カラセ
 戦術ヲ以テ対抗シ来レルカ、本月八日夜事業主宅ニ於テ労資會
 見交渉ノ結果別紙(三)覚書、如キ条件(覚書条項以外ニ爭議費用
 トシテ金一封(五十円)支給)ヲ以テ圓滿解決セリ
 右及申(通)報後也

別記 (一)

要求書

- 一、頭ヲ一割ニスルコト
- 二、持込ノ場合ハ五分ニスルコト
- 三、災害扶助法ヲ即時実行スルコト
- 四、常備人夫ヲ増加スル場合ハ常備人夫ト協議ノ上雇入れルコト
- 五、本人ノ意志ニ依ラザル解雇ヲ絕對ニ行ハサルコト
- 六、紛議中ノ費用類ヲ全額負担

右要求候也

昭和九年五月四日

全國労働日本連輸六通労働組合
 全右、東灣第三支部佐野分會

佐野輝吉殿

別記 (二)

閱見書

此度佐野 徳ニ取リシ労資關係ノ紛議ハ労資會見ノ上左ノ條件ニ依リ圓滿解決